

墨子校注攷

原 孝 治

序

中國の古代思想研究に當っては、その典籍の校勘が最重要な急務である。所が、校勘を單に異本を集めて字句を移動させるだけのものと勘違いし、輕視する人が後を斷たない。校勘學は考證學の一派である。同一書の各種傳本間に於る字句の異同を調べ、出来るだけその本の原本の姿を再現しようとする學問である。校勘は典籍の土臺を強固にする爲の作業である。従って、古典に疑義を抱いた清朝學者は校勘を重視したのである。唯、清朝學者の校勘の對象は「經」が主であつて、「諸子」は従であつた。その爲に、「經」には「皇清經解」・「續皇清經解」等があるが、「諸子」にはその様なものは無いのである。

さて、「墨子」に關する校勘を見ると、全書に亙るものとして主なものが四本有る。即ち、畢沅の墨子注、孫詒讓の墨子閒詁、吳毓江の墨子校注、それに孫星衍の墨子校である。この四書は前を承けて後へ大きな影響を與へた書である。そこで、この四書の底本及び校注について考察する。これ等が如何に行はれて來たかを明かにすることによって、今後「墨子」校勘の作業がより完全なものへと近付き、延いては「墨子」に關する研究が一層確實なものとなるであらう。

孫詒讓の「墨子閒詁」の自序によると、「畢沅が始めて注を爲り、蘇時學其の誤を刊し、謬正する所が多かつた。余は畢本の他に明の吳寬の寫本、顧千里の校道藏本によって、別に寫定を爲し、復た王念孫・王引之・洪頤煊・俞樾・戴望の校によって參綜攷讀した」と云ひ、又「畢本に就き更に増定を爲す」と其の據る所を明かにする。

そこで、孫詒讓の據った畢沅注本から見て行く事にする。

畢沅は乾隆の進士で狀元である。官は湖廣總督。畢沅の「墨子注」は清代の墨子校注の初期のものである。畢沅「墨子注」十六卷、乾隆四十八年靈巖山刊經訓堂叢書本。全書の校注で、これが畢沅注本の最初のものである。畢沅注本の底本については、道藏本を底本とすると云ふ説がある。この説は、吳毓江・嚴靈峯・山田琢氏等が主張されるものである。吳毓江氏は「據畢氏自敘、謂本存道藏中、知其以道藏本爲底本。」（吳氏校注附録）と云ひ、嚴靈峯氏は「以道藏本爲底本。」（墨子知見書目）とし、山田琢氏は「畢沅注本は道藏本を以て底本と爲す。」（新釋漢文大系墨子上解説・明治書院刊）と云はれる。その論據は畢沅の墨子注敘である。墨子注敘には、

墨子七十一篇、見漢藝文志、隋以來爲十五卷目一卷、見隋經籍志。宋亡九篇爲六十一篇、見中興館閣書目。實六十三篇。後又亡十篇、爲五十三篇、即今本也。本存道藏中、缺宋諱字、知卽宋本。又三卷。……今上開四庫館、求天下遺書。有兩江總督採進本。謹案亦與此本同。」と。

この文には判り難い所がある。その爲に、三氏は「本存道藏中」と云ふから、「以道藏本爲底本」と解されたのであらう。もし、「以道藏本爲底本」のであるならば、畢沅の敘は明確に「爲底本」と書かれてゐたのではあるまいか。そこ

で、道藏本と畢沅注本とについて考えてみよう。

(一)、道藏本と畢沅注本

	道藏本	畢沅注本
脩身篇	譖慝之言、無入之耳	譖慝之言、無入于耳 [△]
七患篇	爲者寡 [○] 、食者衆、則歲無豐	爲者疾 [△] 、食者衆、則歲無豐
辭過篇	小國累十器、前方丈、目不能徧視	小國累十器、美食 [△] 方丈、目不能徧視
尚賢中篇	禹平水土、主名山川、稷隆播種、農殖嘉穀	禹平水土、主名山川、稷降 [△] 播種、農殖嘉穀
尚同下篇	是以禍 [○] 若家之人、皆欲得其長上之賞譽、辟其毀罰。 是以善言之、家君得善人而賞之、得暴人而罰之。	是以徧 [△] 若家之人、皆欲得其長上之賞譽、辟其毀罰。 是以善言之、不善言之 ^{△△△△} 、家君得善人而賞之、得暴人而罰之。

ここには五例しか掲げなかったが、同様に道藏本と畢沅注本とが異なる箇所は数多く存在するのである。

(二)、顧廣圻校道藏本と畢沅注本

顧廣圻が畢沅注本を正統十年刊道藏本で校したのは、如何に解すべきであろうか。もし、畢沅注本が道藏本を底本としてゐるのであるならば、顧廣圻は道藏本を底本とした畢沅注本を道藏本で校した事になる。顧廣圻は校勘學の大家とされる人物である。その様な事は有り得ないであらう。今、顧廣圻校道藏本によって、畢沅注本と道藏本との相違の例を擧げておく。顧廣圻は乾隆甲辰、即ち乾隆四十九年閏二月開瑯靈巖山館刊本を正統十年刊道藏本と校してゐる。(注)

	道藏本	畢沅注本
兼愛下篇	仁人之事者、必務求興天下之利、除天下之害	仁人之是者 [△] 、必務求興天下之利、除天下之害
尙同下篇	上之爲政得下之情、則是明民於善非也	上之爲政得下之情、則是明於民之善非也 ^{△△△}
尙賢中篇	故可使治國者、使治國、可使者、使長官	故可使治國者、使治國、可使長官者 ^{△△} 、使長官
貴義篇	子墨子不聽、遂北、而反爲	子墨子不聽、遂北 ^{△△△△△} 至溜水不遂而反焉 <small>(畢沅注云、舊脫至溜水不遂五字、据史記集解及事類賦增云々)</small>
天志下篇	今是楚王食於楚之四境之内、故愛越之人	今是楚王食於楚之四境之内、故愛楚之人 ^{△△△△△} 、越王食於越 ^{△△△△△} 、故愛越之人

(注) 顧廣圻は畢沅注本天志下篇の「楚之人越王食於越故愛」の十字を「」で括り、下の欄外に「藏本無」と注する。又、畢沅は兼愛下篇・尙同下篇・尙賢中篇・天志下篇の道藏本との相違については何の注も施してはゐない。こゝには畢沅注本と道藏本との相違ある箇所を僅か五例掲げたのであるが、(一) 道藏本と畢沅本との間には、これ等以外にも相違する箇所が至る所に存在する。(二) 顧廣圻が畢沅注本を道藏本と校してゐる事、(三) 顧廣圻は畢沅注本の所々に、「○○無藏本」等の書込をしてゐる事、これ等によって畢沅注本は道藏本を底本としてはゐないと云ひ得るであらう。即ち、吳毓江・嚴靈峯・山田琢氏の主張は誤りである。

又、渡邊卓氏は「畢沅は宋版の靈巖山館本を底本とし云々」(全釋漢文大系墨子解説・集英社)と。渡邊氏が云はれる「宋版の靈巖山館本」とは如何なるものか、寡聞にして私は知らない。「靈巖山館本」と云へば、「靈巖山館の本」の意味、即ち「靈巖山館所藏本」と云ふ意味であり、「宋版の靈巖山館本」とすれば、「靈巖山館所藏の宋版墨子」と云ふ事になる。靈巖山館と云ふのは畢沅の書室名であるが、畢沅が宋版墨子を所有してゐたと云ふ事實は無い。渡邊氏が「宋版の靈巖山館本」と云ふのは、恐らく畢沅の「墨子注敍」の誤讀に本づくもので論外の書である。次に、畢沅注本は何に據つてゐるのであらうか。

二

畢沅注本が孫星衍の校注に本づく事については前に詳述したが、^(注3) 今論證の都合で孫星衍稿本と畢沅注本とを比べると、本文が完全に一致するとは限らない。例へば

	孫星衍稿本		畢沅注本
所染篇	舉天下不義辱人、必稱此四王者	舉天下之不義辱人、必稱四王者 [△]	
七患篇	爲者寡、食者衆、則歲無豐	爲者疾 [△] 、食者衆、則歲無豐	
兼愛下篇	善人賞而暴之、天下必治矣	善人賞而暴人罰 [△] 、天下必治矣	

等の如く、畢沅注本が孫星衍稿本と異なる所も存在するのである。然し、孫星衍の注の多くが畢沅注本に採り入れられ、特に經・經說に至っては、孫星衍本そのものとも云へる所からすると、畢沅注本は孫星衍稿本に本づくると云ひ得るであらう。

次に孫星衍本について考へてみよう。

孫星衍の稿本について、汪中は「友人陽湖孫季仇星衍、以刊本示余。」（汪中墨子後序）と云ひ、王念孫は「墨子書舊無注釋、亦無校本。故脫誤不可讀。至近時盧氏抱經、孫氏淵如、始有校本。多所是正。乾隆癸卯畢氏弇山、重加校訂、所正復多於前。」（墨子雜志敘）と云ひ、王樹枏も「國朝盧氏文昭・孫氏星衍始加校正、江都汪氏中定其書爲内外二篇、而以其徒之所附著爲雜篇、云々」と校本の有った事を記してゐる。然し、孫星衍の校本は汪中と王念孫以外未見（王樹枏が見たかは不明）のものであった。それを十數年前に漸く搜し出す事が出来た。この書は校本で二冊から成る。汪中が見たのは刊本と云ふから、何處かに刊本が有るかも知れない。王念孫が見たのは校本と云ふだけで、稿本か刊本かは不明である。今、その孫星衍稿本を見ると、寫本であるが誰がどの本を寫したのか不明である。

それでは、孫星衍稿本の底本は何か。孫星衍が校勘に用ひたものゝ中に盧文昭校本がある。この盧文昭校本は後述の

様に傳山が道藏本に書込み、更に盧文弨が校を加へたものである。従つて、孫星衍校本が道藏本を底本としてゐない事は明白であるが、この他に底本としてゐないとする理由をいくつか掲げておかう。

(一)、○道藏本尙同下篇の「爲人下而不能事其上、則是上下相賤也。」を孫星衍稿本は、「爲人而不能事上、則是上下相賤也。」に作り、「下」と「其」の二字が無い。

○道藏本尙同下篇の「若見惡賊家者、亦必以告、若見愛利家以告、亦猶愛利家者也。」を孫星衍稿本は、「若見惡賊家者、也必得、若見之利家、亦猶愛利家者也。」に作る。即ち、道藏本の「亦必以告、若見愛利家以告、」を孫星衍稿本は、「也必得、若見之利家、」に作る。又、

○道藏本尙同下篇の「善人賞而暴人罰之天下必治矣。」を孫星衍稿本は「善人賞而暴之天下必治矣。」と、「暴人罰之」を「暴之」に作る。

今、三例を示して置いたが、又次の如き例もある。

(二)、○孫星衍稿本尙同下篇の「是以徧若家之人、皆欲得其長上之賞譽、辟其毀罰。是以善言之、不善言之。家君得善人而賞之、得暴人而罰之。」の「不善言之」の四字について、孫星衍は「藏本脫四字。今据明本増。」と云ひ、畢沅注本にはこの四字が有つて、「舊脫四字、一本有。」とし、

○孫星衍稿本公孟篇の「夫欲富貴者、豈曰吾(畢沅注本)族人莫之欲、故不欲哉。」の「豈曰吾族人莫之欲」の八字について、孫星衍は「已上八字、藏本脫、明本有、今増。」と云ひ、畢沅注本にはこの八字が有つて、「已上八字舊脫、据一本増。」と云ふ。又、

○孫星衍稿本公輸篇の「子墨子曰、胡不見我於王。公輸盤曰、諾。子墨子見王曰、今有人於此、舍其文軒、鄰有敝輦、而欲竊之、舍其錦繡。」の「鄰有敝輦、而欲竊之、舍其錦繡。」の十二字について、孫星衍は「已下十二字、

藏本脱文。明本有。今据増。」と云ふ。畢沅注本には、「已以十一字、舊脱、据太平御覽増。一本亦有。」と。こゝには三例しか掲げなかったが、この様な例はいくらでも有る。これ等には「藏本脱」と云ふから、孫星衍の使用した底本は道藏本以外のものであると云ふ事になる。従つて、今の所、孫星衍稿本の底本が道藏本でない事は明かであるが、それ以外は不明である。種々検討を加へてみると、道藏本に近い部分も可成存在するので、道藏本の系統であらうと考へられる。

三

次に、孫星衍稿本・畢沅注本・孫詒讓問詁が校注に用ひた書について見る事にしよう。

孫星衍が校注に用ひたのは、明刪本（（子彙本））、朱氏校内府本（（唐堯臣刻本））、盧抱經校本の三種類である。孫星衍はこの三種を用ひて校する前に一度校を終へてゐるが、その時用ひた書については記述が無くて不明である。この三本の中、子彙本と唐堯臣刻本とはよく知られてゐるので措くとして、盧抱經校本について見てみよう。この盧文詔の校本は最近になつて漸く見る事が出来たが、この書は明末から清初（明萬曆三十三年〜清康熙二十三年）の人で、康熙中に年七十で鴻博に擧げられた傅山が明正統十年（（一四四五年））刻、萬曆二十六年（（一五九八年））印道藏本に書込み、それに盧文詔が乾隆癸卯（四十八年）に更に書込んだものである。この書の書込は、一見しただけでは傅山のものと盧文詔のものとの區別が附かない。この底本とした道藏本は掠れや摺り損ねた箇所があり、精本とは云ひ難い。傅山と盧文詔の書込が他の古本墨子或ひは他の古書に引用された「墨子」に本づくものか否か、今の所定かでは無い。書込は行書や草書で書かれ、その上字が小さく、又朱が薄れて判讀に困しむ所が可成ある。さて、この書の冒頭の「墨子卷之一」

の表題の下に、「此書傳青主先生校勘過／乾隆癸卯杭人盧文弨父又細訂正其所可知者」と朱書し、篇中の行間及び欄外に行書又は草書で書込が行はれてゐる。篇によって書込に多寡があるが、書込はさう多くはない。五十三篇中で書込の比較的が多いのは經上篇である。この篇では、句讀を切り、圈點を施してゐる。この經上篇の句讀を切ったのは、傳山であり盧文弨ではない。それは、傳山には墨子大全所收本の他に經の草書本があり、それによると傳山の切である事が明白である。この經上篇の句讀は孫星衍に影響を與へてゐると見てよい。筆者は前に、經に最初に句讀を切ったのは孫星衍であると云ったが、傳山(注5)の校を見るに及び、その主張を少し訂正しなければならなくなった。傳山は經上篇に句讀を施したが、經下篇には「訛錯不可句讀固也。設有成句、即多微言。」(傳山書墨子經墨迹)として句讀を施さず、又經說上・經說下篇共に句讀は無い。經下・經說上・經說下の三篇には、下眉と行間に僅かな行書と草書の書込がある他、行間に朱の「△」「○」の印があるが、その意味は判然としない。

所で、盧文弨の校本については、少し問題がある。傳山本に書入れの盧文弨の校と畢沅注本引用の盧文弨の校との間には相違がある。即ち、盧文弨の校については、(一) 盧文弨校本・畢沅注本共に有るもの、(二) 盧文弨校本には無いが、畢沅注本には有るものがあることである。その例を挙げよう。

(一)、○節葬下篇の「薄衣而爲寒、使面目陷隤、」の「隤」について、盧文弨校本は「隤」の横に朱で△印を附け、下欄外に「隤」と書き、畢沅注本は「盧云、玉篇有殫字、先外切、云瘦病也。則當爲殫。」と注する。

○非命上篇の「廢以爲刑政」の「廢」字の横に盧文弨校本は朱筆で、「置也」と注し、又下欄外にも「廢下作發字」と注する。畢沅注本は「盧云、廢置也。中篇作發。」と注する。

○非命中篇の「今天下之士君子或」の下に、盧文弨校本は「以命爲有或」の五字を補ひ、畢沅注本は「君子」の下に「盧云、此下當有或以命爲有五字。」と注する。

○非儒下篇の「兄弟之妻、奉其先之祭祀弗散。」の「散」の横に、盧文弨校本は「服」字を當て、畢沅注本は「盧云、當爲服。」と注する。

右は盧文弨校本・畢沅注本の兩書に見える盧文弨の注である。畢沅が盧文弨の注を採り入れる時、簡略に過ぎる盧文弨の注を、やゝ丁寧な形に整へて採用してゐる。これらは書き方は違つてゐても、盧文弨の校が採用されてゐる例である。

(二) ○尙賢中篇の「不察尙賢爲政之本也。」の畢沅注に見える「盧云、當云尙賢之爲政本。」は盧文弨校本には無し。

○節葬下篇の「今逮至昔者三代聖王既沒、」の畢沅注本に見える「盧云、今逮至昔者連下爲文、亦見下篇。」は盧文弨校本には無し。

○明鬼下篇の「昔者宋文君鮑之時、有臣曰柘觀辜、固嘗從事於厲。」の畢沅注本に見える「盧云、厲公厲泰厲之屬也。云々」は盧文弨校本には無し。

○非儒下篇の「又曰君子循而不作。應之曰、古者羿作弓、仔作甲。」の畢沅注本に見える「盧云、世本作輿。」は盧文弨校本には無し。

右は盧文弨校本には見えないが、畢沅注本には盧文弨の注として見えるものである。この様に見て來ると、盧文弨の注は傳山校本への書込み以外にも存在していたか、畢沅注本が書かれる以前に増補(注)されていたかのいづれかであらう。

さて、孫星衍稿本が、上述の三本によって校勘された事を記して來たが、こゝ迄見て來ると「墨子」の校勘を最初に行つたのは傳山で、道藏本を底本としたが、何本と對校したのか今の所不明であると云ふ事までは判明した。次に、盧文弨は傳山の校本に更に書込を行つたが、これも道藏本を何によって訂正しようとしたのか不明である。唯、畢沅注本によると、「盧云、玉篇有云々」、「盧云、列子湯問篇作」、「新論作」、「盧云、魯問作鮮與列子同。杜預注左傳云々」、「盧云、鄭君注禮記云々」、「盧云、晏子外篇與此多同」等とあり、多くの書から引用してゐた事が判る。孫星衍に至り、

明刪本・朱氏校内府本・盧抱經校本によって校勘を行つてゐる。孫星衍が盧抱經校本を用ひた事は、同時に傅山の校本を見る機會を得る事になった。その爲に經上篇の句讀を見た筈である。これによって、經の句讀の手がかりを得たものと見てよい。

四

畢沅注本と孫詒讓墨子閒詁の校注使用本について見て行かう。

(イ) 畢沅注本が孫星衍校本によつてゐる事は、前述の通りである。畢沅注本は孫星衍の校注の殆どを受継ぎ、これの子彙本(潛菴本・孫星衍も使用)・堂策檻本を以て輔け、更に諸子品節・諸子彙函等の明の萬曆以後の節俗本を採り入れて成つたものである。畢沅注本とは云ひながら、その七割前後は孫星衍の校注である。従つて、畢沅がこの書を僅か一年で書き上げたと言ふけれども、それは先に孫星衍の校注が有つたからであると云つてよい。

(ロ) 次に孫詒讓の「墨子閒詁」であるが、閒詁は前述の如く、畢沅の「墨子注」十五卷を本として、明の吳寬の寫本・清の顧廣圻校道藏本(顧廣圻校道藏本と顧廣圻校本李本は德清の蔡匯滄が陸氏の十萬卷樓所藏本を借りて傳録して孫詒讓に贈つたもので、顧廣圻校本そのものではない。吳毓江氏によれば、「顧校此本、失校之字甚多、且有誤校者。」(墨子舊本經眼録)・日本の秋山玉山の寶曆閒放刻明茅坤本の殘缺本によつて寫定し、蘇時學・王念孫・王引之・洪頤煊・俞樾・戴望の校する所と、類書及び諸書の墨子に互るものによつて參綜攷讀し、十年の歲月を掛けて光緒二十一年に刊行されたものである。聚珍本には「光緒乙未冬蘓州毛上珎聚珍版印成」とするが、俞樾の序は「光緒二十一年夏德清俞樾」とし、孫詒讓の序には「光緒十有九年歲在癸巳十月瑞安孫詒讓序」とする。従つて、刊行されたのは光緒二十一

年冬である。これが「聚珍本墨子閒詁」である。後に、孫詒讓は初版の時の誤讀、誤釋を正し、黃中弼が舉正したものと、張惠言・楊葆彝の説とによって、増訂して光緒三十年「定本墨子閒詁」を刊行した。この様に見て來ると、孫詒讓の「定本墨子閒詁」迄に用ひられた舊本はさして多くは無いのである。

こゝで、一應整理しておく、底本に用ひた書は、傅山が正統十年刊道藏本、盧文弨はそれを引き継ぎ、一方孫星衍は道藏本系統と考へられる寫本により、畢沅は孫星衍を引継ぎ、孫詒讓は畢沅注本を本にしてゐるのである。これらの中で完全に同一本を底本に用ひてゐるのは傅山を繼いだ盧文弨のみで、孫星衍を繼いだ畢沅、それを繼ぐ孫詒讓は共に己の考を入れつゝ之を引継ぎ、それに校を加へてゐる。従つて、夫々の底本が完全に一致する事はない。

次に、校注に使用した書のみよう。傅山と盧文弨は今の所不明である。孫星衍は明刪本（『子彙本』潜菴本）・朱氏校内府本（唐堯臣刻本）・盧文弨校本の三種を用ひてゐる。この中、盧文弨校本は道藏本そのものに書込んだものであるから、道藏本を用ひてもゐると考へると、道藏本と傅山及び盧文弨の校から成つてゐる。畢沅は孫星衍校本に潜菴本・堂策檻本・諸子品節・諸子彙函の四種、但し、この中潜菴本は孫星衍が既に用ひてゐるから、新たに用ひられたものは三種、孫詒讓墨子閒詁は畢沅注本に明の吳寬の鈔本・顧廣圻校道藏本（含顧廣圻校李本）・寶曆本の殘缺本、それらを補ふに清朝學者蘇時學・王念孫・王引之・洪頤煊・俞樾・戴望の校と類書及び諸書の墨子に互るものを用ひてゐる。

孫詒讓の「墨子閒詁」の前と後に少いけれども新資料を使用した書があるので序に記して置かう。「墨子閒詁」より前に王樹枏によつて、「墨子斟注補正」三卷、別名「墨子三家校注補正」二卷が書かれた。この書、子彙本と焦竑校本とを用ひて畢沅注本に補正を加へたもので、札記である。序に云ふ、「畢沅の校注、王念孫の補校が出て墨子の癥結の大半は通じる様になつたが、未だ足らざる所がある。そこで、樹枏淺昧を顧みず、審訂を加へ補正二卷を作つた。……吳摯甫が予の爲に勘正した數十條を當該句の下に載せ、又考定經下一篇も經說の後に附しておいた。蓋し、畢氏の未だ

備へざる所を補ったものである。」(王樹枏・墨子斟注補正序)と。然し、吳毓江によれば、「援據した版本は僅かに萬曆節本(≡潛菴本)及び焦竑校本(≡墨子品彙釋評本)に過ぎず、皆墨子舊本中の下乗であるので畢本を多くは訂正出来なかつた。」と云ふ。孫詒讓の閒詁の前に出てゐるが、孫詒讓は未見である。

孫詒讓の「墨子閒詁」が出た後、閒詁を補ふものが種々書かれた。その中で、より多く「墨子」の校注に力を用ひたのは李笠である。李笠の「定本墨子閒詁校補」は民國十一年の自叙、民國十二年四月の楊紹廉の序がある。李笠の叙によると、「定本墨子閒詁」と「聚珍本」・「畢刻本」とを對勘すると、互に合しないところがあり、定本には脱譌が多いとして、次の諸書によって校勘し、閒詁を読む者の助けとしたものであるが、新に使用された古本墨子は茅坤校本と百家類纂本の二本のみである。茅坤本は孫詒讓使用の寶曆本が茅坤本に本づくものであるから、一部(孫詒讓が見た寶曆本は殘缺本である)は既に使用されたものである。百家類纂本は節本であり、吳毓江は「此本刪節甚多。蓋無足取。」(墨子舊本經眼録)とする。これら王樹枏・李笠の書はさして重視される事は無かつた。さうして、皆「墨子閒詁」に頼り、根本的に見直さうとする者は居なかつた。

五

中華民國三十二年、吳毓江氏によって二十年の辛苦の勞作「墨子校注」十五卷附錄四卷が出版された。吳毓江氏の「墨子校注」は畢沅注本を定本としてゐる。吳氏は校注に當り明確な規準を設けた。そして、(一)異本の搜集、(二)善本の徵引、(三)例證の尋求の三項に力を注いだのである。第一の異本の搜集に當つては、中國のみならず、日本にも足を運んだ。さうして、吳氏が校勘に用ひた重要な版本は次の如くである。

- 一、卷子本
- 二、明正統道藏本
- 三、明正德俞弁鈔本
- 四、明吳寬鈔本
- 五、明嘉靖陸穩校芝城銅版活字藍印本
- 六、明嘉靖陸敘唐堯臣刻本
- 七、明嘉靖江藩重刻唐本
- 八、明隆慶沈津刻百家類纂本
- 九、明萬曆潛菴敘子彙本
- 十、明萬曆茅坤校書坊刻本
- 十一、明萬曆李卓吾叢書本
- 十二、明萬曆馮氏緜眇閣本
- 十三、明郎氏堂策檻本
- 十四、明陳仁錫選諸子奇賞本
- 十五、清馬驢繹史
- 十六、清乾隆畢沅校刻本
- 十七、清乾隆顧廣圻校道藏本及下闌之李本
- 十八、清乾隆四庫全書文津閣本

十九、日本寶曆七年秋山儀校刻本

二十、日本寛政十年田直詩翻印銅活字本

この中、孫詒讓の「墨子閒詁」迄に用ひられたものは、(一) 明正統道藏本、(四) 吳寛の鈔本、(六) 唐堯臣刻本、(九) 潛菴本、(十三) 堂策檻本、(十六) 畢沅校刻本、(十七) 顧廣圻校道藏本及下闌之李本、(十九) 寶曆本の殘缺本である。孫詒讓はこれに前掲の清朝の學者の校や類書及び諸書の「墨子」に互るものを用ひてゐる。然し、こゝ掲げた古本墨子の約半分は孫詒讓まで未見のものである。吳毓江氏は上掲書の他に明萬曆以後の節本や墨子異聞も用ひてゐる。更に、第二の善本の徵引では、羣書治要は卷子本及び銅活字本、北堂書鈔は明鈔本及び孔本、藝文類聚は嘉靖小字校宋本、初學記は宋本、太平御覽は北宋本・古鈔本・南宋本、三史及び文選は皆宋本、其の他引用の各書の類は宋明の佳槧を用ひてゐるが、總て「十方の珍祕の善本」で其れらが校注中に會萃されてゐるとする。これらは吳氏によれば、好奇の爲ではなくて、過ちの寡きを庶幾ふ爲であると云ふ。又、第三の例證を求めるとは、當然の事ながら先づ墨子書中に例證を求め、次に時代の相懸遠せざる書を以て、相參證する。そして、例言に云ふ、

「近世通行『墨子』注本、有畢沅本及孫詒讓『墨子閒詁』。考訂甚勤、錯譌仍多。本書廣羅異本、詳加校訂、總計刪衍補脫、正譌移錯、訂正畢本及『墨子閒詁』者千有餘字。」(吳毓江・墨子校注例言)と。

畢沅や孫詒讓が「意を以て」、或ひは考證によつて改めたものを、孫詒讓未見の舊本と善本とによつて訂正し、或ひは補證してゐるのである。吳毓江氏の「墨子校注」とそれ迄の多くの墨學研究者の努力によつて、古本墨子による校勘は殆ど終了したと云へるであらう。今後は餘程の古本が出現しない限り、古本墨子による校勘は期待出來ないと考へてよい。

結語

古書の校勘は典籍の本文の原本の姿を突き止めようとするものである。その方法には、文献によるものと論理によるものがある。これ等は別々に用ひられるものではなく、一體として當該箇處に最も適する方法が用ひられるのである。然るに、從來の校勘に對する一般的な受取り方は、古書の比較によるものと云ふ面が強く、論理によるものは恰も本來の校勘の姿ではない様に考へられて來たふしがある。これは前にも述べた事であるが、物證主義の強調によるものであらう。然し、清朝學者の校勘はその様に單純なものではない。これを「墨子」に當て嵌めると、論理による考訂が未だ不足してゐると考へられるのである。唯、この方法は安易に用ひるべきではない。今は古本による校勘が略終了したからこそ、安心して用ひる事の出来る方法である。この方法は餘り多くは用ひられてゐない様に見えるけれども、既に清朝の學者によって用ひられてゐるのである。例へば「墨子閒詁」では

○故得士則謀不困、體不勞、名立而功成、美章而惡不生。(尙賢上)

(注) 舊本作名立而功、業彰而惡不生。王云、羣書治要、引作名立而功成、美章而惡不生是也。功成與名立對文、惡不生與美彰對文。今本脫成字。美字又譌作業、則文不對、而句亦不協矣。美業字形相似故譌。漢書賈誼傳、一動而五美附。今本美譌作業。案、王說是也。今據補正。

と、先づ羣書治要を引き、對文關係を用ひて成字の脫文と美字の譌して業に作を訂し、又美業の二字形相似る故に譌すると證する。

○此謂進賢。(尙賢中)

(注) 畢云、謂一本作爲。詒讓案、進賢依上文當作尙賢。

と、上文によって「進賢」を「尙賢」に改めるべきだとし、

○是以郷治。郷長治其郷而郷既已治矣。(尙同中)

(注) 王云、舊本脫郷長治三字、下文曰、國君治其國而國既已治矣。今據補。案、王校是也。蘇說同。
と、下文によって「郷長治」の三字を補ひ、

○君臣不相愛、則不惠忠、父子不相愛、則不慈孝、兄弟不相愛、則不和調、天下之人皆不相愛、強必執弱。(兼愛中)

(注) 以下文校之、此下疑挽衆必劫寡四字。

と、下文によって「衆必劫寡」の四字の脱字を推測する。

今は僅かに「墨子閒話」から四例のみ取上げたのであるが、この論理による方法は考證學者が多かれ少なかれ用ひてゐるものである。これ迄は古版本・類書・古注等を用ひる所謂文獻による方法が主流として用ひられてゐると考へてゐたが、詳細に調べてみるとどちらとも云へない様に思はれる。少なくとも「墨子」に關してはさうである。「墨子」の文獻的な校勘は前述の如く吳毓江氏迄で殆ど終了したと云つてよい。然し、論理的方法にはまだ残された所がある。

(了)

注

- 1、長澤規矩也編著「圖書學辭典」
- 2、顧廣圻校道藏本・靜嘉堂文庫藏
- 3、拙稿「清朝に於ける墨子學―孫星衍墨子校本と畢沅墨子注―」東方學第七十五輯
- 4、前掲拙稿參照。

5、前掲拙稿参照。

6、孫星衍稿本に見える盧文弨の注については、今は省略する。